平成31年度
市民提案型協働事業
手引き

～市民力で入間をもっと元気に～

募集期間：平成30年9月7日（金）～10月31日（水）

入 間 市

目　　次

１　事業の概要 …… Ｐ２
２　応募資格（応募できる団体） …… Ｐ２
３　対象となる事業 …… Ｐ２
４　募集する事業 …… Ｐ３
５　対象とならない事業 …… Ｐ３
６　経費の支援 …… Ｐ４
７　対象となる経費 …… Ｐ５
８　応募に必要な書類 …… Ｐ５
９　応募方法 …… Ｐ６
10 応募にあたっての留意事項 …… Ｐ６
11 審査方法及び審査基準 …… Ｐ７
12 事業の報告及び委託料・補助金の支払い …… Ｐ７
13 情報公開 …… Ｐ８
14 事業実施にあたっての留意事項 …… Ｐ８
15 市が設定したテーマ …… Ｐ９
16 市民提案型協働事業の流れ …… Ｐ10
17 記 入 例……Ｐ11
18 よくある質問Ｑ＆Ａ …… Ｐ16

１　事業の概要

この「市民提案型協働事業」は、健康、福祉、子育て、教育、防災・防犯、環境など複雑化・多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、新しい公共の担い手であるＮＰＯ法人などの市民活動団体（以下「市民活動団体等」という）と市が互いに知恵を出し合い協働で事業を行うことで、地域の課題解決、市民サービスの向上を図り、市民が主役のまちづくりの推進と市民のニーズに合った公共サービスの提供を目指すものです。

この事業にあたっては、団体が提案した事業に要する情報提供、情報発信、人的支援、経費に対し支援を行います。

２　応募資格（応募できる団体）

市内で公益性のある活動を行う市民活動団体等とします。ただし、次の要件を満たす必要があります。

（１）5人以上の会員で組織していること。

（２）組織の運営に関する規約等があること。

（３）適正な会計処理が行われていること。

（４）原則として、1年以上継続して活動していること。

※申請時にＮＰＯ法人として認証されている場合は、活動期間が1年未満であっても応募できます。

３　対象となる事業

対象となる事業は、次の（1）～（11）のすべてに該当するものです。

（１）市内で実施される事業

（２）平成31年4月1日から翌年2月29日までに実施する事業（11ヶ月間）

（３）市が市民活動団体等と協働で実施することができる事業

（４）公益的な事業であること

（５）地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できる事業であること

（６）市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること

（７）役割分担が明確かつ妥当であること

（８）相乗効果及び住民の自治力の向上が期待できる事業であること

（９）先進性、先駆性等があり、新しい視点からの事業であること

（10）提案した市民活動団体等が実施可能な事業であること

（11）収支の見積もり等が適正である事業であること

４　募集する事業

募集する事業は、市民活動団体等と市が協働で実施することができる事業で、以下の（1）、（2）どちらかの事業を選択し提案してください。

（１）テーマ設定提案事業

市があらかじめ設定したテーマの中から、市民活動団体等が関心のあるテーマを選択し、テーマに沿った事業を企画・提案するものです。

（２）自由提案事業

市と協働で実施したい事業を自由に企画・提案してください。

※提案する際は、市の担当課と必ず事前に調整のうえ提案してください。

担当課がわからない場合は、自治文化課にお問い合わせください。

自治文化課　TEL04-2964-1111 内線 2141・2142

５　対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

（１）営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業

（２）特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

（３）施設等の建設又は整備のみを目的とする事業

（４）学術的な研究を目的とする事業

（５）親睦を主な目的とする事業

（６）既存の制度で対応できる事業

（７）公序良俗に反するもの

６　経費の支援

事業実施に経費が必要な場合は、対象となる経費に対して予算の範囲内で次のとおり支給します。

事業名	支給額	備考
テーマ設定提案事業	１事業につき対象となる経費の全額とし、30万円を上限	委託料
自由提案事業	１事業につき対象となる経費の4分の3とし、20万円を上限	補助金

※千円未満は切り捨て

※参加費の徴収や書物を販売するなど、事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。

なお、事業実施の結果、委託料および補助金と事業収入の合計額が事業費（対象経費）を上回った場合には、委託料および補助金を減額していただくことになります。

◇補助金の算出方法のイメージ（自由提案事業）

≪事業費すべてが対象経費の場合≫

例1　事業費が20万円の場合

20万円（事業費）　×　3／4（補助率）　＝　15万円（補助金額）

5万円（自己資金）

例2　事業費が30万円の場合

30万円（事業費）　×　3／4（補助率）　＝　22．5万円　＞　20万円（補助金上限額）

10万円（自己資金）

≪事業収入がある場合≫

例１　事業費が40万円で、事業収入が10万円ある場合

事業収入（10 万円）	自己資金（10 万円）	市民提案型協働事業補助金（20 万円）

例２　事業費が30万円で、事業収入が10万円ある場合

事業収入（10 万円）	自己資金（5 万円）	市民提案型協働事業補助金（15 万円）

例３　事業費が30万円で、事業収入が20万円ある場合

事業収入（20 万円）	自己資金（2.5 万円）	市民提案型協働事業補助金（7.5 万円）

事業経費から収入見込額を差し引いた額の４分の３を限度として、かつ、20 万円を上限として、補助金が算出されます。

※補助金の算出方法について、ご不明な点がありましたら、自治文化課までお問い合わせください。

７　対象となる経費

対象となる経費は、事業を実施するために必要な次の経費とします。団体の経常的な運営経費や、領収書がない等使途が不明なものは、経費として認められません。

経費区分	内　　容
謝金	講座・講演会の講師や専門家などに対する謝礼
人件費	事業実施に直接関わる時間相当額（積算根拠が明確なものに限る）
消耗品費	事業実施に必要な原材料や物品の購入費
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料や資機材のレンタル料
交通費	講師や専門家等の旅費、宿泊料など
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料、通信費、運搬費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスターや報告書などの印刷費
保険料	事業実施に必要なイベント保険掛金やボランティア保険掛金
その他の経費	上記のほか、教材費等事業を実施するために必要と認められる経費

※人件費は、総事業費の1／2までとする。

≪対象とならない経費≫

以下のものは、対象となりませんのでご注意ください。

- ◆ 団体の構成員のみを対象とした講座･講演会
- ◆ 団体運営に係る人件費
- ◆ 記念品の購入等の経費
- ◆ 備品の購入費
- ◆ 事務所の賃借料（敷金・礼金も不可）
- ◆ 光熱水費
- ◆ 飲食費（弁当や茶菓も不可）
- ◆ その他、事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費

８　応募に必要な書類

以下の書類を自治文化課まで提出してください。

（１）　協働事業に関する提案書（様式第１号）
（２）　協働事業に関する企画書（様式第２号）
（３）　協働事業収支予算書（様式第３号）
（４）　協働事業実施スケジュール（様式第４号）
（５）　協働事業提案団体概要書（様式第５号）
（６）　団体の定款、規約又は会則等
（７）　団体の前年度事業報告及び決算書
（８）　団体の会員名簿
（９）　その他参考資料（提出は任意です）

９　応募方法

事業を提案する団体は、必要な応募書類に記入し、下記窓口まで直接持参してください。

（１）応募書類の受付期間

平成30年9月7日（金）から平成30年10月31日（水）まで

（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

（２）応募書類提出先及び問い合わせ先

入間市役所　自治文化課　自治振興担当

住　所：入間市豊岡一丁目 16 番１号

電　話：04-2964－1111　内線 2141・2142

（３）申請手続きに関わるサポート

特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間

予約受付時間：日曜・祝日を除く　午前10時30分から午後5時（あらかじめ電話・E-mail等で、相談日時をご予約ください。）

予約電話番号：04-2964－2511（入間市市民活動センター（イルミン）内）

E-mail：shimin@ictv.ne.jp

10　応募にあたっての留意事項

応募する際は、次の事項に注意してください。

（１）１団体につき１事業の提案を基本としますが、「テーマ設定提案事業」と「自由提案事業」にそれぞれ応募することができます。

（２）応募書類は、不備や記入漏れ等がないよう作成してください。

（３）提出いただいた書類や資料はお返しいたしませんので、控えをとるなどしてください。

（４）経費の見積額はその内訳を明確に示してください。

（５）応募書類の提出時は、事業企画の提案者または事業内容を説明できる担当者がお越しください。

（６）応募書類の様式は、市役所自治文化課のほか、市公式ホームページ（http://www.city.iruma.saitama.jp/）の「コミュニティ・協働・市民活動」の「協働事業」からもダウンロードできます。ご活用ください。

（７）応募及び契約に係る費用は、すべて応募者の負担となりますので、ご了承ください。

11　審査方法及び審査基準

（１）審査方法

市民活動団体等に属する者、知識経験者、市民、行政関係者などで構成する「市民提案型協働事業審査委員会」が、審査基準に基づき審査し、実施する協働事業の候補を選考します。

① 第１次審査（非公開）【平成30年12月19日（水）予定】

第１次審査は、提案されたすべての事業について書類審査を行います。

② 第２次審査（公開プレゼンテーション）【平成31年2月6日（水）予定】

第１次審査を通過した事業のみ第２次審査（公開プレゼンテーション＝１団体10分程度）を行い、協働事業の候補を選考します。

（２）審査基準

次の項目に重点を置き、審査します。

審査の基準	主なポイント
公益性	地域・行政課題解決に寄与するか
先進性、先駆性	団体の専門性や独自性が発揮されるか
実現性、実行性	事業計画が具体的で適切か、事業の遂行能力は充分か
将来性	継続的・持続的に事業を展開できるか
経費の適正性	事業の成果に対して事業予算は適切か、経費の積算根拠は妥当か
協働の必要性	協働により相乗効果及び自治力の向上が期待できるものか

（３）審査結果について

第1次審査の結果については、12月中に全ての団体にお知らせします。第2次審査の結果は、第2次審査対象団体に2月下旬までにお知らせします。

12　事業の報告及び委託料・補助金の支払い

（１）事業報告

事業完了後、速やかに関係書類を添えて実績を報告してください。事業の廃止承認を受けた場合も同様です。

なお、事業の成果を市民に対して明確に説明するため、事業報告会（3月実施予定）へ参加していただきます。

◆提出種類

①協働事業報告書（様式第10号）

②協働事業収支決算書（様式第11号）

③領収書の写し

④その他市長が必要と認める書類

（２）委託料および補助金の交付

市が交付する委託料および補助金は、事業完了後に交付することを原則としています。これにより、事業完了後に委託料および補助金を請求することになります。ただし、提案事業の円滑な遂行のために必要があると認められる場合は、委託料および補助金の4/5（千円未満切り捨て）の金額を前払いすることができます。

◆提出種類

①委託料交付申請書および委託料交付請求書（テーマ設定提案事業）

②協働事業補助金交付申請書（様式第7号）（自由提案事業）

③協働事業補助金交付請求書（様式第9号）（自由提案事業）　など

13　情報公開

（１）事業の「公平性」「透明性」を高めるため、応募状況（団体名、提案事業名、事業概要）と審査結果などは、市ホームページなどで公開します。（http://www.city.iruma.saitama.jp/）

（２）提出していただいた書類は、個人情報を除いて、情報公開の対象となります。

（３）事業終了後は、事業報告書や事業評価を含む報告会資料を、市ホームページで公開します。

14　事業実施にあたっての留意事項

（１）事業の実施にあたっては、原則として団体の責任において事業を遂行していただきます。そのため、事業実施の際に生じた事故等によるトラブルを未然に防ぐため、傷害保険等に加入していただく場合があります。

（２）担当課との協議の中で、事業内容を一部変更していただく場合があります。

（３）協働事業を実施する団体と市は、事業を円滑に遂行するため、事業実施中は積極的にコミュニケーションを図ることが求められます。また、市は団体に対し、トラブルなどを未然に防ぐため、事業の実施状況について報告を求めることがあります。

（４）事業の内容又は経費の配分を変更するとき（軽易なものを除く）、及び事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ市の承認が必要となります。事業の変更を希望する場合や、事業の中止又は廃止を希望する場合は、自治文化課へ報告してください。

（５）予期されない事態により、事業の中止や廃止、変更をしていただく場合があります。

※ 事業の中止とは、当該事業の実施を全て取りやめることをいい、委託料および補助金交付決定取消しの対象となります。

※ 事業の廃止とは、当該事業の継続実施を取りやめることをいい、実施済みの事業について、実績報告書を提出していただく必要があります。

（6）次の各項に該当するときは、委託料および補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととなります。

① 事業を実施しないとき。
② 事業を中止したとき、又は承認を得ないで変更したとき。
③ 予算を経費対象以外の用途に使用したとき。
④ 提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
⑤ その他交付決定の内容、条件、法令等に違反したとき。

15　市が設定したテーマ

＜過去のテーマの例＞

父親のための子育て支援事業――――――――――――――――――――――――――H23 自治文化課
観光振興に関する事業～発掘！「入間の観光資源」～ ――――――――――――――H23 商工課
地域交流サロン開設研究事業～いきいきサロンで地域の交流を～ ――――――H23 高齢者福祉課
加治丘陵地内の植生調査事業～引き継いでいこう！加治丘陵の豊かな自然～―H23 みどりの課
Ｂ級グルメ開発事業～作ろう！いるま産「Ｂ級グルメ」～ ――――――――――H23 自治文化課
団塊世代のための支援事業～団塊世代「会社から社会へ」～ ――――――――H23 中央公民館
観光振興に関する事業 ――――――――――――――――――――――――――――H24 商工課
子育て応援事業～親子で健やかな毎日を送るために～ ――――――――――――H24 中央公民館
団塊世代のための支援事業 ――――――――――――――――――――――――――H24 中央公民館
加治丘陵地内の植生調査事業 ――――――――――――――――――――――――H24 みどりの課
市民活動情報ポータルサイト構築事業 ――――――――――――――――――――H24 自治文化課
入間市版「地域ささえあい」の仕組み構築事業 ――――――――――――――――H25 生活福祉課
「退職後の人生に生きがいを」退職後世代のための支援事業 ――――――――H25 中央公民館
観光振興に関する事業 ――――――――――――――――――――――――――――H25 商工課
狭山茶・茶畑を使った観光振興推進事業 ――――――――――――――――――H26 商工課
Ｂ級グルメ開発振興事業 ――――――――――――――――――――――――――――H26 商工課
入間市版「地域ささえあい」の仕組み構築事業 ――――――――――――――――H26 生活福祉課
「退職後の人生に生きがいを」退職後世代のための支援事業 ――――――――H26 中央公民館
狭山茶・茶畑を使った観光振興推進事業 ――――――――――――――――――H27 商工課
グルメ開発振興事業 ――――――――――――――――――――――――――――――H27 商工課
Ｔａｓｔｙ！なグルメ開発 ――――――――――――――――――――――――――H28 商工課
ＡＲＴな入間のまちづくり ――――――――――――――――――――――――――H29 自治文化課
ＡＲＴな入間のまちづくり ――――――――――――――――――――――――――H30 自治文化課

※　　はテーマ設定提案事業として、実施した事業となります。

16　市民提案型協働事業の流れ

以下に、本事業のおおまかな流れをお示しします。事業内容や実施状況によっては時期などが異なる場合や変更される場合もありますのでご注意ください。

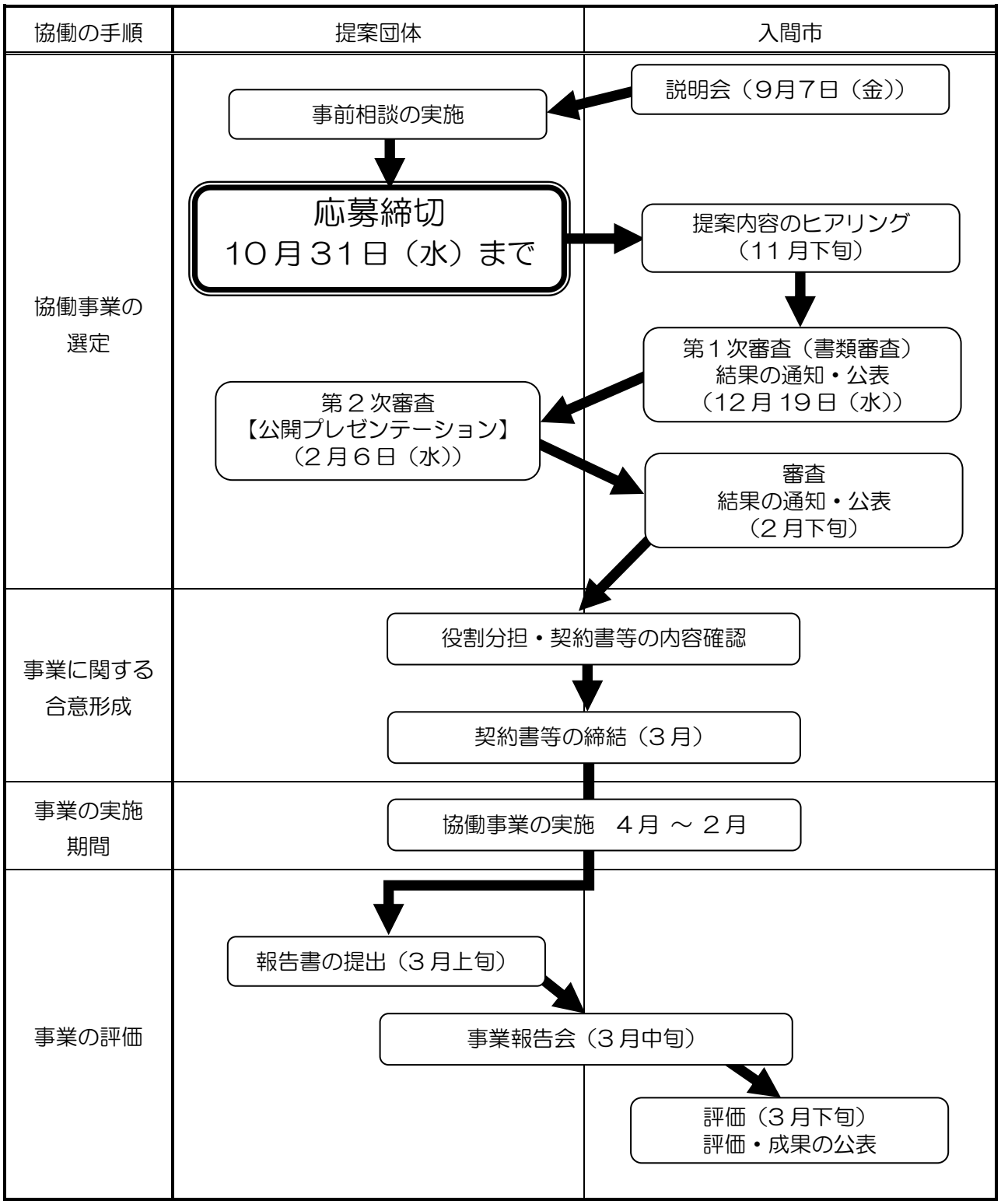

記入例

様式第１号（第６条関係）

協働事業に関する提案書

平成 30 年 10 月 1 日

（あて先）入間市長

団 体 名　NPO 法人　〇〇会

所 在 地　入間市豊岡 1-16-1

代表者名　入　間　太　郎　㊞入間

応募する事業の該当する方を〇で囲んでください

次のとおり、協働事業に関して提案します。

1　提案する協働事業	自由提案事業　・　テーマ設定提案事業
2　事業名	健康な生活を送る事業
3　事業期間	平成３1 年４月１日から翌年２月 29 日
4　事業種別	☑単年度事業　□継続事業
5　事業予算	257,686 円
6　事業概要	誰もが健康な生活を送れるよう、家庭にある身近なものを利用した健康法を、講習会をとおして広める。
7　添付書類	☑協働事業に関する企画書（様式第２号） ☑協働事業収支予算書（様式第３号） ☑協働事業実施スケジュール（様式第４号） ☑協働事業提案団体概要書（様式第５号）

提案する事業が単年度で終了するものか、翌年にも継続を希望するものか、該当する箇所にレをしてください。

100 文字以内で簡潔に記入してください。

記入例

様式第２号（第６条関係）

協働事業に関する企画書

団体名　　NPO 法人　〇〇会

1　事業名	健康な生活を送る事業
2　事業の詳細	誰もが健康な生活を送れるよう、家庭にある身近なものを利用した健康法を、講習会をとおして広める。 ・毎月１回　市内各地区（5 か所）の公民館を利用し、講習会を開催する。 ・対象は一般の方（性別、年齢等問わず） ・参加費は資料代の１回 200 円とする。（参加の際、身近なものを利用した健康法なので該当する現物を持参してもらう）
3　実施体制	〇〇会で企画運営し、講師は外部から招く
4　役割分担	【提案団体の役割】 ・企画、運営 ・講師依頼
	【市の役割】 ・経費負担　　・募集の PR 協力 ・情報の提供 ・会場確保
5　協働の効果	市が広く PR することでより多くの参加者を得られる。 健康の増進により医療費の負担が抑えられる。
6　事業のアピールポイント	誰でも気軽に身近なものを利用して健康な生活を送ることができる。

市と協働で実施することの効果を 100 文字以内で簡潔に記入してください。

事業を実施することにより、市民が得られるメリットや事業の期待できる効果などを 100 文字以内で簡潔に記入してください。

記入例

様式第３号（第６条関係）

協働事業収支予算書

団体名　NPO 法人　〇〇会

事業名　健康な生活を送る事業

テーマ設定提案事業の場合は、市委託料

１　収入の部

項　　目	予算額（円）	積算内訳
１市補助金	166,000	
２団体負担金	55,686	
３事業収入	36,000	参加費 200 円×30 名×6 回
など		
補助金算出方法 【総事業費】257,686 円－【事業収入】36,000 円＝①221,686 円 ①221,686 円×3／4＝166,264 円≒166,000 円（市補助金）		
合　　計	257,686	

２　支出の部

項　　目	予算額（円）	積算内訳・使途目的
１ 謝金	60,000	講師謝礼　10,000 円×6 回
２ 人件費	105,486	講座 871 円×3 時間×2 人×6 回 ＝31,356 円（準備） 871 円×2 時間×5 人＝8,710 円 8,000 円×6 回＝48,000 円 まとめ（報告書作成） 871 円×10 時間×2 人＝17,420 円
人件費は、総事業額の１／２以下にしてください。 事業総額 257,686 円÷2＝128,843 円以下		
３ 消耗品費	26,800	タオル、事務用品等
４ 通信運搬費	16,400	82 円切手×200 枚
５ 教材費	36,000	200 円×30 冊×6 回
６ 印刷製本費	7,000	印刷代、コピー代
７ 保険料	5,400	30 円×30 人×6 回
８ 手数料	600	振込手数料
合　　計	257,686	

記入例

様式第４号（第６条関係）

協働事業実施スケジュール

団体名　NPO 法人　〇〇会

事業名　健康な生活を送る事業

スケジュールの予定を
記載してください

平成 31 年　４月	事業打ち合わせ
５月	事業打ち合わせ
８月	第１回講座（〇〇公民館） 打ち合わせ
９月	第２回講座（〇〇公民館） 打ち合わせ
10 月	第３回講座（〇〇公民館） 打ち合わせ
11 月	第４回講座（〇〇公民館） 打ち合わせ
12 月	第５回講座（〇〇公民館） 打ち合わせ
翌年　１月	第６回講座（〇〇公民館）
２月	まとめ・報告書作成
３月	報告会

記入例

様式第５号（第６条関係）

協働事業提案団体概要書

1　団体名	（ふりがな）えぬぴーおーほうじん　まるまるかい NPO 法人　〇〇会
2　所在地	〒 358 － 8511 入間市豊岡 1-16-1
3　代表者名	入間　太郎
4　連絡先 （非公開情報）	連絡者氏名：入間　太郎 住所：入間市豊岡 1-16-1 電話番号： 04-2964-1111　　ﾌｧｯｸｽ：04-2965-0232 携帯電話番号：090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：iruma-tarou@iruma.jp
5　設立年月日	平成 20 年　4 月　1 日
6　会員数	20　人
7　活動・事業目的	気軽な健康体操で１人でも多くの人が健康な生活を送ることができるよう普及することを目的とする。
8　主な活動内容・活動場所	活動内容　健康体操による健康づくりの普及・啓発 活動場所　〇〇センター
9　活動・事業のＰＲ方法	会報・広報紙（誌）　(有)　・　無 年　２回発行
	団体のホームページ　(有)　・　無 ＵＲＬ：http://www.xxx.iruma.jp/
	その他　有　・　(無) （　　）
１０　その他	

貴団体の活動や事業目的を 100 文字以内で簡潔に記入してください。

18　よくある質問Ｑ&Ａ

１　事業の概要

Ｑ１－１：市民提案型協働事業とは何ですか。

Ａ１－１：より一層、地域課題の解決や公共サービスの充実につなげるため、地域で活動する市民活動団体等から企画提案を募集し、市の関係する担当課と連携して進めていく事業です。

・市と一緒に○○の事業を行えば、△△の課題が解決できる。

・○○を行えば、□□□のような有益なサービスを市民に提供できる。

など、やりたいけれど今までどこに相談すれば良いのかわからなかった企画、日頃の活動で蓄積しているノウハウやアイデアを活かす企画を提案してください。

２　応募資格

Ｑ２－１：応募資格の市民活動団体等とはどのような団体ですか。

Ａ２－１：公益的な事業を非営利活動で行うＮＰＯ法人や市民活動団体のことです。ただし、５人以上の会員で組織していること等の要件を満たすことが必要です。

（詳細はＰ２を参照）

Ｑ２－２：ＮＰＯ法人の設立申請中でも応募できますか。

Ａ２－２：法人格の有無は問いません。申請中であれば任意の市民活動団体として応募資格を判断します。

Ｑ２－３：会員以外のメンバーが実施体制に含まれていてもよいですか。他のＮＰＯ、大学、企業との連携・協力は可能ですか。

Ａ２－３：可能です。企画書に他の団体との協力体制を明記してください。

Ｑ２－４：他の市町村でも活動しているが、応募できますか。

Ａ２－４：事業の対象者が市内の方であれば申請できます。

Ｑ２－５：会員の自宅で事務処理をしている場合、事務所として認められますか。

Ａ２－５：任意団体の場合、会則に事務所として記載されていれば個人の住居であっても事務所として認められます。

３　対象となる事業

Ｑ３－１：実施期間内に完了できない事業も応募できますか。

Ａ３－１：実施期間内で完了できる内容の事業を応募してください。

Ｑ３－２：翌年度も継続して行う事業は応募できますか。

Ａ３－２：市民提案型協働事業として提案いただく内容は、定められた事業実施期間中に完了する内容であることが必要です。ただし、審査項目に「将来性」があるように、翌年以降も市民提案型協働事業とは別事業として継続していくことは可能です。

Ｑ３－３：相乗効果、住民の自治力とはどのような意味ですか。

Ａ３－３：相乗効果とは、市民活動団体と市が相互補完することにより、個々に活動する場合に比べて、より大きな結果や成果が得られることと考えています。住民の自治力とは、住民自らが主体的かつ継続的、そして自己の責任の下で地域の課題に取り組む意思を持ち、地域の課題を解決する力と考えています。

Ｑ３－４：「地域課題」とはどのような意味ですか。

Ａ３－４： 地域社会が抱える一定の共通性を持った問題やテーマであり、特定の個人やグループの要望ではなく、公益性のあるものを言います。

Ｑ３－５：複数の団体で提案してもよいですか。

Ａ３－５：可能です。ただし提案する団体間で責任の所在等を明確にし、協定書等を作成し企画書と一緒に提出してください。

Ｑ３－６：現在、団体が取り組んでいる事業を応募することはできますか。

Ａ３－６：応募することは可能です。ただし、市などから助成を受けて取り組んでいる事業は、原則として対象になりません。

４　募集する事業

Ｑ４－１：テーマ設定提案事業と自由提案事業の両方に事業を提案することはできますか。

Ａ４－１：提案することはできます。

Ｑ４－２：テーマ設定提案事業を提案する場合、担当課に事業について確認する必要がありますか。

Ａ４－２：該当するテーマの目的・内容・方向性について、必ず担当課に確認・調整のうえ提案をしてください。

Ｑ４－３：自由提案事業を提案する場合、担当課に事業について調整する必要がありますか。

Ａ４－３：市の担当課と必ず事前の調整のうえ提案してください。

５　対象とならない事業

Ｑ５－１：他の助成等を受けている場合、対象になりますか。

Ａ５－１：提案した事業に対し、県や民間等の他の助成金、委託料等の収入がある事業については対象になりません。

６　経費の支援

Ｑ６－１：テーマ設定提案事業および自由提案事業の支援してもらえる割合と金額は、どのくらいですか。

Ａ６－１：テーマ設定提案事業は１０分の１０の割合で３０万円を上限に、自由提案事業は４分の３の割合で２０万円を上限に必要経費に対して支援します。

Ｑ６－２：提案した事業に収入の見込みがある場合は、どのように市からの支援額を算出するのですか。

Ａ６－２：事業経費から収入見込額を差し引いた額に対する支援となりますが、上限額や補助率（自由提案事業：４分の３）があるので注意してください。（詳細はＰ４を参照）

７　対象となる経費

Ｑ７－１：市からの金銭的な支援を必要としない事業でも応募することはできますか。

Ａ７－１：提案される事業に市からの情報提供や人的支援等が必要な場合は、応募することができます。

Ｑ７－２：事務経費の計上はできますか。

Ａ７－２：計上できる事務経費は、事業を実施するための必要な経費です。（詳細はＰ５を参照）なお、団体の事務所の光熱水費、家賃などの団体の経常経費等に該当するものは含まれません（計上できません。）。

Ｑ７－３：団体スタッフの人件費（時給）として、どの程度計上できますか。

Ａ７－３：報酬は計上できませんが、事業に必要な人件費は総事業費の２分の１までとなります。なお、法人の場合は支給規程を添付してください。任意団体の場合もできるだけ規程等を定めて、添付するよう努めてください。

Ｑ７－４：食糧費は、対象経費となりますか。

Ａ７－４：公金の支出であることから、飲食に関する経費は対象外となります。

Ｑ７－５：交通費は、どの様に決めたらよいですか。

Ａ７－５：鉄道運賃やバス代、宿泊料金などの実費が原則です。自家用車の場合は、ガソリン代相当額となります。ただし、必要性や妥当性の説明が必要です。

Ｑ７－６：本事業に関するスタッフの交通費は、対象経費となりますか。

Ａ７－６：事業を実施するために直接関連があれば、スタッフの交通費も認められます。ただし、必要性や妥当性の説明が必要です。

Ｑ７－７：ホームページの作成を業者に委託することは、対象経費となりますか。

Ａ７－７：事業内容の一部としてホームページの作成がある場合は、業者への委託料も対象経費として認められます。

８　応募に必要な書類

Ｑ８－１：収支予算書の作成に当たって、事業費やその負担をどのように考えればよいですか。

Ａ８－１：収支計画の立て方は、先ず概算見積額を事業費とします。
その事業費に対しての市の負担見込み、提案団体の負担見込み、事業収入見込みを収入とします。支出は概算見積額となります。市からの支援は、協働事業の実施に直接必要となる経費です。（詳細はＰ５を参照）
なお、支援額は、市民提案型協働事業審査委員会を経て決定となります。

９　応募方法

Ｑ９－１：応募するには、どうしたらよいですか。

Ａ９－１：９月７日（金）から１０月３１日（水）までに、応募書類に必要事項を記入のうえ、自治文化課に直接提出してください。（詳細はＰ５、Ｐ６を参照）
なお、提案内容に対応する担当課と市の施策の方向性などの確認を応募期間中に必ず行ってください。担当課は、アドバイスを行います。

１０　応募にあたっての留意事項

Q10－１：モノを作るような事業を実施した場合、来年度以降の維持管理費はどうなるのですか。

A10－１：翌年度の維持管理経費は基本的には該当しません。次年度以降の維持管理経費が必要な場合は、予め応募する際担当課との調整が必要です。

１１　審査方法及び審査基準

Q11－１：事業の選考方法は。

A11－１：第１次審査と第２次審査とも、市民提案型協働事業審査委員会で審査します。事業の審査は、第１次審査（書類審査）で第２次審査（公開プレゼンテーション）へ進む団体を決定し、その後第２次審査（公開プレゼンテーション）を経て、協働事業の実施となります。

Q11－２：公開プレゼンテーションとはどのようなものですか。

A11－２：第１次審査を通過した団体と傍聴者が会する公開の場で提案事業の内容をそれぞれの手法で説明をしていただき、審査委員等の質疑を受けていただくものです。

Q11－３：市民提案型協働事業審査委員会の構成メンバーは、どのような方々ですか。

A11－３：市民活動団体等に属する者、知識経験者、市民、行政関係者などの７名以内で構成されています。

Q11－４：審査基準が６項目ありますが、どのような考えでつくられていますか。

A11－４：協働事業を進める上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用が考えられます。適正さを担保する必要があるため審査基準の６項目を基本としています。

＊＊＊　申請手続きに関わるサポート　＊＊＊

特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間

入間市市民活動センター（イルミン内）

〒358-0003　入間市豊岡四丁目2番2号

※電話（日曜・祝日を除く）・E-mail 等で、相談日時・場所の事前予約をお願いします。

TEL 04-2964-2511　　FAX：04-2964-2519

E-mail：shimin@ictv.ne.jp

HP：http://www.machisapo.com/

＊＊＊　応募・問い合わせ先　＊＊＊

入間市役所　自治文化課　自治振興担当

〒358-8511　入間市豊岡一丁目 16 番 1 号

TEL 04-2964-1111　内線 2141・2142

FAX 04-2964-1720（自治文化課直通）

E-mail：ir211000@city.iruma.lg.jp

HP：http://www.city.iruma.saitama.jp/
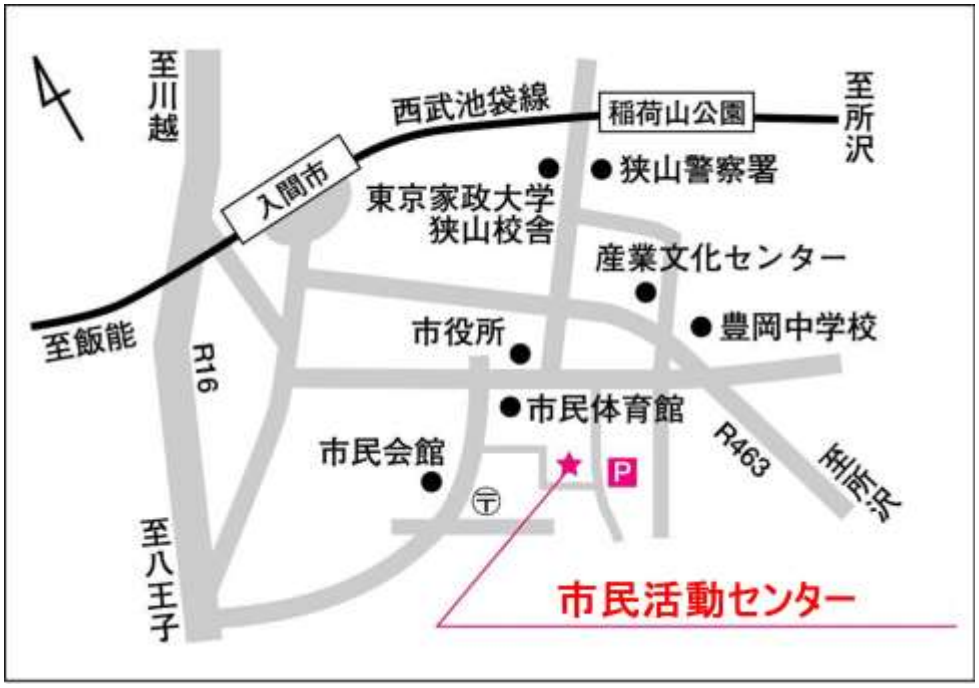
≪案内図≫